



平成 27 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 エコートレーディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 一彦
(コード：7427、東証第一部)
問合せ先 専務取締役人事総務本部長 新森 英機
(TEL. 0798-41-8317)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 17 日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 27 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 26 条 (損害賠償責任の一部免除) 第 2 項の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 26 条 (損害賠償責任の一部免除) 第 2 項の規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 6 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)	第 6 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)
第 26 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役 (取締役であった者を含む。) 及び監査役 (監査役であった者を含む。) の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	第 26 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役 (取締役であった者を含む。) 及び監査役 (監査役であった者を含む。) の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

現行定款	変更案
<p>② 当社は、<u>社外取締役</u>、<u>社外監査役</u>及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、<u>社外取締役</u>については2,000千円以上、<u>社外監査役</u>については2,000千円以上及び会計監査人については28,000千円以上で、あらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>、<u>監査役</u>及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>については2,000千円以上、<u>監査役</u>については2,000千円以上及び会計監査人については28,000千円以上で、あらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年5月27日

定款変更の効力発生日 平成27年5月27日

以 上